

項目 1 「区域の設定に関する事項」について

1. 区域の設定に関する事項

(1) 定義

- ・ 教育・保育の量の見込み、確保方策を定める単位

※教育・保育施設の認可、認定の際に行われる需給調整の判断基準となります。

(2) 区域の設定に際して留意すべき事項

- ・ 市町の定める区域を勘案して、幼稚園・保育所の広域利用等の実態に即して設定する必要があります。
- ・ 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となりますが、広域利用の実態が異なる場合には、認定区分や地域子ども・子育て支援事業ごとに、実態に即した設定とすることができます。

2 区域設定（事務局案）

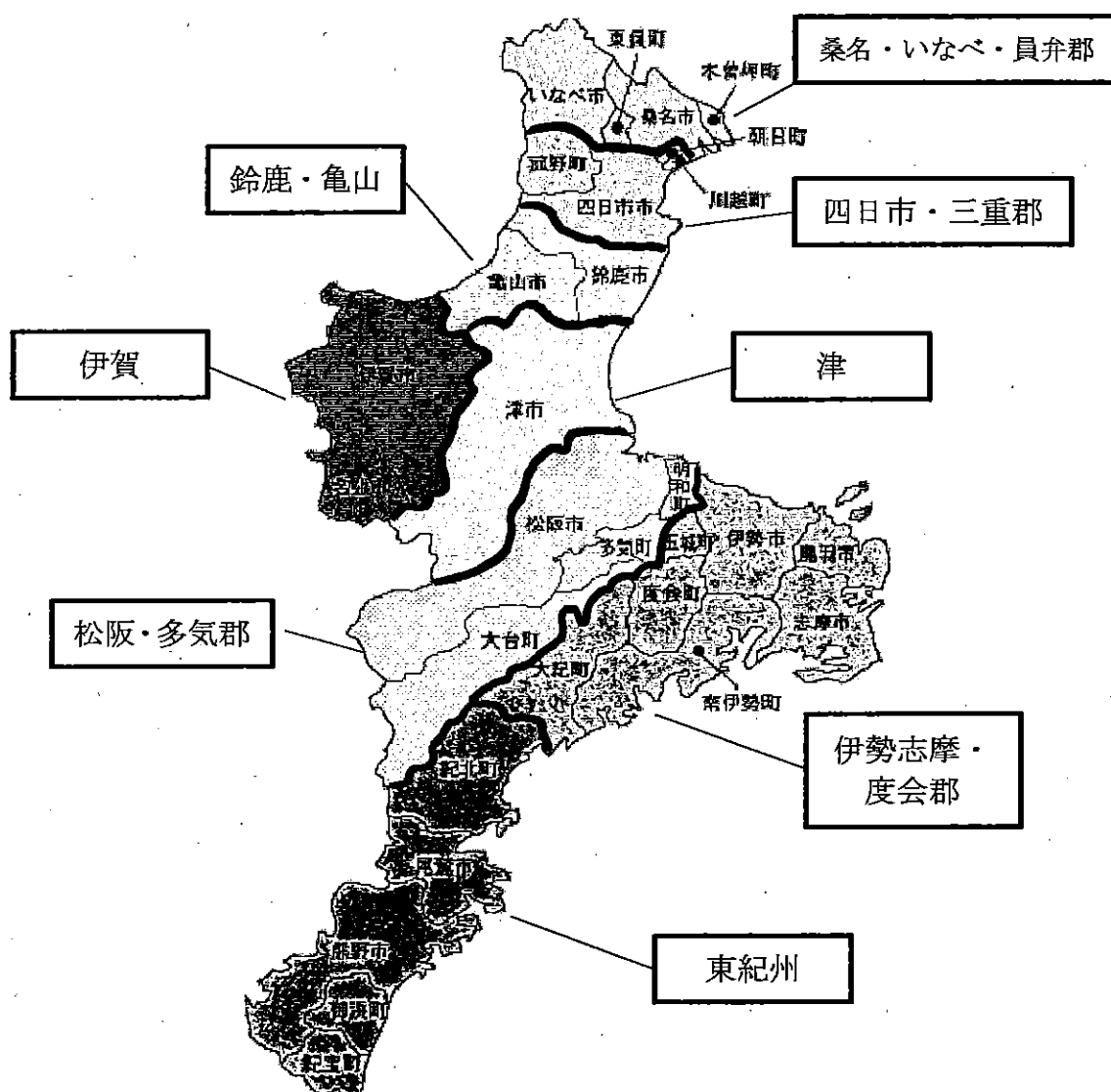
	広域利用、認可の実態	区域設定 (案)	考え方
1号認定 (3～5歳・教育)	幼稚園（特に私立）は、市町域を超えた広域利用が広く行われている。	8区域 (次頁※参照)	私学審議会の地区割り（※）をもとに、生活圏域の実態等を考慮して設定。 ※桑名地区、四日市地区、鈴鹿地区、津地区、伊勢地区、伊賀地区
2号認定 (3～5歳・保育)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所においても広域利用は行われているが、全体の利用児童数に占める広域利用児童数の割合は低い。 ※H25.10.1現在 約0.9%	29区域 (市町ごと)	保育所の利用実態を考慮して設定。
3号認定 (0～2歳・保育)			
地域子ども・子育て支援事業	地域子ども・子育て支援事業における広域利用は少ない。	29区域 (市町ごと)	地域・子ども子育て支援事業の利用実態を考慮して設定。

※事務局案について、市町、保育関係団体、幼稚園関係団体に意見聴取をしたところ、特段の異論はありませんでした。

※1号認定に係る区域一覧

区域名(案)	構成市町
桑名・いなべ・員弁郡	桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町
四日市・三重郡	四日市市、菟野町、朝日町、川越町
鈴鹿・亀山	鈴鹿市、亀山市
津	津市
松阪・多気郡	松阪市、多気町、明和町、大台町
伊勢志摩・度会郡	伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
伊賀	名張市、伊賀市
東紀州	尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町

区域図



(参考資料)

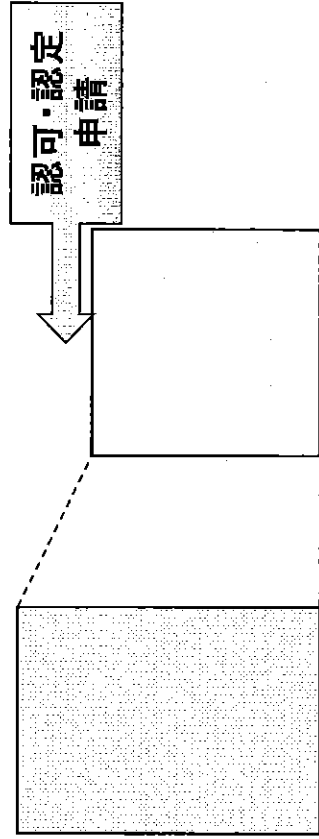
県の認可・認定に係る需給調整の考え方 ①

- 市町計画は、「現在の利用状況」や「今後の利用希望」をふまえ、「量の見込み」を設定し、区域内の利用定員（確保の状況）や量の見込みに不足する場合は整備目標を「確保方策」として設定します。
- 県計画は、市町計画の数値の積上げを基本に、広域調整を勘案し、県が設定する区域（県区域）ごとに、「量の見込み」と「確保方策」を設定します。
- 県は、県区域ごとに、需要（量の見込み）と供給（確保の状況）の状況に応じ、以下のとおり、認定ことも園・保育所の認可・認定を行います。

※ 地域型保育事業については、市町が市町計画に基づき同様に認可を行います。

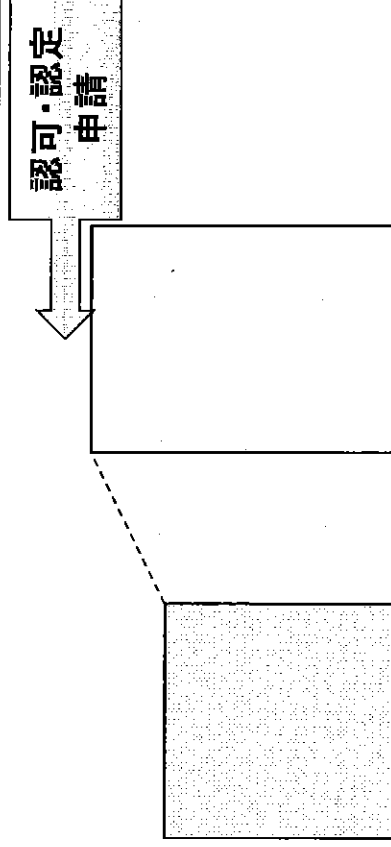
需要（量の見込み） > 供給（確保の状況） → 原則認可・認定（適格性・認可基準を満たす申請者である場合）
需要（量の見込み） < 供給（確保の状況） → 認可・認定を行わないこと（＝需給調整）

需要 > 供給 → 原則認可・認定



需要（量の見込み） 供給（確保の状況）

需要 < 供給 → 認可・認定しないことができる



需要（量の見込み） 供給（確保の状況）

(参考資料)

県の認可・認定に係る需給調整の考え方 ②

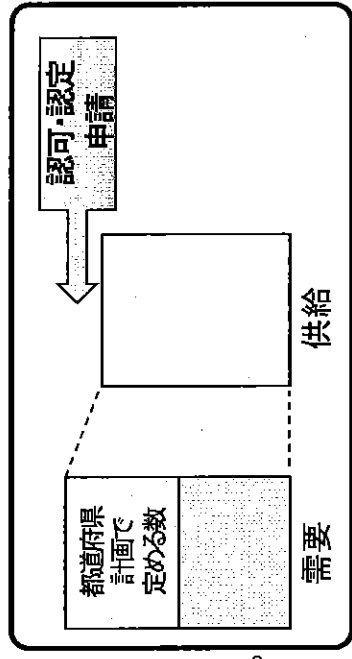
○ 保育所・認定こども園の認可・認定は、計画上の需要と供給の状況に応じて以下のとおり行います。

需要(量の見込み) > 供給(確保の状況) ⇒ 原則認可・認定(適格性・認可基準を満たす申請者)
需要(量の見込み) < 供給(確保の状況) ⇒ 認可・認定を行わないことができる(=需給調整)

○ 既存の幼稚園・保育所が認定こども園へ移行する場合

需要 + 「県計画で定める数」 > 供給
⇒ 原則認可・認定(適格性・認可基準を満たす申請者)

※この「県計画で定める数」は、幼稚園・保育所から認定こども園への移行を促進するため、現在の施設の利用状況や認定こども園への移行に関する意向等をふまえて設定します。
※設定にあたり、県子ども・子育て会議等の議論を通じて透明性を確保します。



◎平成25年8月6日付内閣府事務連絡(各都道府県・指定都市・中核市宛)

(別添)四 認可及び認定に係る需給調整 1 基本的考え方(第三の二(二)イ及び四(二)(2)関係)

2 認定こども園への移行に係る需給調整の特例(第三の四(二)(2)ウ関係)

○「都道府県計画で定める数」は、認定こども園への移行を促進するため、移行を希望する幼稚園・保育所があれば、認可・認定基準を満たす限り認可・認定が行われるように設定することが基本であること。

具体的には、認定こども園・幼稚園・保育所等の利用状況や既存の幼稚園・保育所の認定こども園への移行の希望を把握し、これらの移行に関する意向等を踏まえ、地方版子ども・子育て会議における議論を経る等、透明化を図った上で設定すること。

◎平成25年12月18日付内閣府事務連絡(各都道府県・指定都市・中核市宛)

その趣旨は、認定こども園が幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況の変化等によらずに柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、認定こども園への移行を希望する幼稚園・保育所があれば、認可・認定基準を満たす限り、認可・認定を行えるようにするというものです。(中略)

「都道府県計画で定める数」については、供給過剰地域においても認可・認定を可能とすることを前提とするものであることから、当該数は、少なくとも「供給量-需要量」を上回る数を設定していただく必要があるものであり、当該上回る数については、認定こども園、幼稚園、保育所等の利用状況や認定こども園への移行の希望などを踏まえ、地方版子ども・子育て会議における議論等を行っていただいた上で、各地域の実情に応じた具体的な数を設定していただくことにご留意ください。

(参考資料) 施設型給付費等の支給を受ける子どもの認定区分

○ 子ども子育て支援法(以下「法」という。)に基づき、教育・保育を利用する子どもについて次の3つの認定区分に従って、居住地市町が認定(区分、事由、保育必要量)を行い、利用施設・事業者が施設型給付費等を法定代理受領する。

認定区分	給付の内容 (保育必要量)	利用定員を設定し、給付を受けることとなる施設・事業
○1号認定子ども 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの (法第19条第1項第1号)	教育標準時間 (※)	幼稚園 認定こども園
○2号認定子ども 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの(法第19条第1項第2号)	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園
○3号認定子ども 満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの(法第19条第1項第3号)	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 小規模保育等

(※)教育標準時間外の利用については、一時預かり事業(幼稚園型)等の対象となる。

幼稚園からみた整理		通常の教育時間		預かり保育	
新制度	【保育認定子ども】(2号認定・3号認定) ・幼保連携型認定こども園 ・幼稚園型認定こども園	施設型給付	施設型給付	施設型給付	一時預かり事業 (地域子ども・子育て支援事業の1類型)
現行	【教育標準時間認定子ども】(1号認定) ・幼保連携型認定こども園 ・幼稚園型認定こども園 ・幼稚園	+	+	+	私学助成
	「施設型給付」を受けない幼稚園				私学助成

